

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

2024 年度診療報酬改定に伴い、当ステーションでは、近畿厚生局に届出を行った訪問看護ステーションとして、看護師等がオンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことで、質の高い医療の提供に努めています。

これに伴い、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

（新）訪問看護医療DX情報活用加算 50 円／月

当該加算に関する施設基準は以下のとおりです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織を使用した請求を行っていること
- ② 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること
- ③ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- ④ 上記の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション ここりんく
管理者 間瀬場 有輝